様式(細則 6-2)

令和８年 10 月 26 日

浜田市議会議長　様

議員名　澁谷　幹雄

研　修　受　講　報　告　書

下記のとおり研修を受講したので報告します。

記

１．研修名
　議長マネージメント「議会の機能を最大限に発揮し、住民の期待に応える運営の実現に向けて」

２．受講の目的
　議長としての責任、今後の議会の活性化を通して市政発展と市民の幸福の実現を果たすため

３．期間（移動日を含む）

令和８年１０月２２日（木）　～　令和８年１０月２３日（金）

４．経費　　38,270 円

（経費内訳　受講料　　10,890 円　、旅費　　27,380 円　）

５．研修のポイント・議員活動や市政への反映など
　地方自治体の予算編成の現状に懐疑的なので、打開策の示唆を得たいと参加

６．研修内容
（詳細は別様式(細則 6-2)



議長マネジメント　　２０番　澁谷幹雄

地方議会の権限を改めて考える
―二元代表制における意思決定―
全国市町村国際文化研修所教務部長　伊藤哲也

１　議会制度に基づく権限―制度的前提
２　特に二元代表制の機能をより発揮するために、首長との関係を軸にした政策実現の方法や財政監視機能などの権限
議会が個人プレー中心の組織から、住民の声を政策につなげる「チーム議会」へとどう進化するか
―同じ道具でもチーム次第で結果が変わる。名監督がいるから強いのではない、名監督が仕組みをつくり、その仕組みをチーム全員で使うから強い
議会と首長が協力してより良い地域をつくる
議会の機能
①議決権（法９６条）―「団体意思」の決定の役割分担→日本の地方自治は議会と首長が共に公選される「二元代表制」に基づき、団体意思を分担
議案提出権は原則首長・議会双方にある。予算などは首長に専属。執行行為の前提となる議案も首長に専属。議会も修正権は広いが議案提出が首長に専属するものは限界がある
議会が予算上の措置が必要な条例議案を提出できるか？
法律の範囲内で条例を制定することができる（憲法９４条）
条例により、住民の権利制限、公共施設の新設廃止、税負担を定める
議会は専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる（自治法１００条の2）
議会は予算について増額してこれを議決することを妨げない。但し普通公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない（自治法９７条）

総合計画そのものの策定義務は法律上存在しない
②選挙権（法９７条１項）
③監視権（行政監視機能）
④意見表明権（原則として法的効果なし）
３　議会を支える議会事務局のあり方
　定数は条例、職員は議長が任免、指揮監督
地方財政健全化法―議会への期待
請願―請願の採択
予算決算―総合計画に基づいて予算編成
住民の福祉向上を目指した議会活動の実現に向けて（政策サイクルの仕組）
福島県会津若松市議会議長　清川雅史

議会改革のスタート―政策としての議会改革の理念・基本方向の検討
平成19年
正副議長選挙における「候補者の議会改革の考え」の提示
新議長による提言
地方議会の３つの役割
①住民の意見と意思を把握し反映する機能―住民代表機能
②執行機関の施策を監視する機能―監視機能
③政策を立案提案する機能―政策立案機能
議会が実現すべきビジョン―議会基本条例前文と協働型議会
議会に期待されるミッション→住民福祉の向上
市民との意見交換会を通して市民参加を推進
議員間討議が十分になされることで、議会としての説明責任を果たしながら、修正案・決議・附帯決議・要望的意見をまとめる
めざす議会像
会津若松市議会の特徴
①議長選挙・副議長選挙での所信表明会の実施
②通年議会の導入

③政策サイクルと決算審査・予算審査の連動
④本会議や委員会での議員間討議の実施
⑤市民との意見交換会の開催
⑥議会評価の実施
⑦陳情を請願と同様に審査
⑧副市長・代表監査委員・教育長・教育委員の抱負表明
⑨議会モニターの設置
通年議会の特徴を生かした議会活動の再設計
決算・予算審査を通して市民意見を政策に反映できる議会へ
個別の事務事業の審査（総合計画、個別計画、行政評価を指標とした政策の審査へ）→所管事務調査と抽出論点シート
→議決責任・説明責任を果たせる議会の審査へ
→予算決算委員会各分科会からの審査を踏まえ・決議・付帯決議・要望的意見を出す一予算審査・決算審査を通して議会の意思を伝える
市民との意見交換会—地区別意見交換会と分野別意見交換会
議会モニター・高校生の意見交換会
市民意見を政策課題に整理する
芽室町議会における改革の取組
—住民の福祉向上を目指した議会活動の実現に向けて
政策サイクルの仕組みについて一
北海道芽室町議会議長　梶澤幸治

議会改革の第一歩—国の機関委任事務の廃止・自治体の役割の拡大・議会の責任の増大・議会機能の拡大・議会活性化・慣例に従うだけの議会からの脱却
議会改革—議会のやるべきことの整理とシステム化・議会のPDCA・「見える化」と「情報共有」・議会基本条例の制定と規則化・改革は目的ではない
改革のキーワード一情報公開・住民参加・議会機能の強化（議員研修・議員間討議・文書質問）

議会改革は、意識改革
リーダーシップ・合意形成・やる気・住民の理解
議会が変われば、「まち」も「住民」も変わる
基本条例制定後の重要性—進行管理・評価・議会活性化計画・条例見直し
議会運営方針の具現化—委員会の活性化—住民に信頼される議会
議長マニフェスト—議会運営の基本理念を実現するための基本方針の確認と共有・議会行動計画化・進捗工程表・自己評価・議会評価・年度間で比較・次年度目標を立てる
政策サイクルの取組について—予算決算審査と連動させる・委員会で提言する
議会ホットボイス
議会フォーラム—地域フォーラム・団体との意見交換会・未来フォーラム
私立高校との包括連携協定
主権者教育の推進
議員研修—記念講演・シンポジウムの開催・大学院生との交流
議会サポーター制度
議会モニター制度—政策提言機能の強化
議会改革諮問会議
改革の展望
①議会基本条例の条文を達成するために、議会活性化計画を立てて、着実に進める
②大きな改革よりも細部の改革・改善の積み重ねにこだわる
③執行機関の運営手法に合わせる—計画・評価・情報
⇔議決については議会のペースに

議長の地位と役割
—「チーム議会」として機能していくために
全国町村議会議長会議事調査部長　松浦貞治

議長は、議会の活動を主宰し、議会を代表する者で、議会構成上欠くことのできない重要な地位にある。議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会を代表する権限を有している。（法１０４）
議長の権限—議場の秩序保持権と議事整理権、代表権、臨時会招集請求権
会議—議事公開の原則、定足数の原則、過半数議決の原則、議員平等の原則、一議事一議題の原則、一事不再議の原則、会期不継続の原則、現状維持の原則、委員会審査独立の原則、公正指導の原則
議会基本条例—地方議会が自らの役割や責務、議会運営の基本原則、住民との関係などを定める「議会の最高規範」となる条例である

所感
事前課題の回答にこう記した。
「全国１７００の地方自治体の半数以上が衰退の状況にあるのは、政策が現状を打破するのに有効でないからだ。すなわち、予算編成権が市長部局に独占され、市民と距離の近い議会の声が反映されていないからである。
議会側の政策提案も、市長部局側に気づきの能力や問題意識がなければ、馬耳東風となる。根本的な打開は、地方自治法を変更して、執行部と議会が合同で予算を編成するように自治法を改正すべきなのである。現状、市長個人の能力に頼りすぎている法のあり様が問題だ」
今後取組みたいこととして、記した。
「論戦を通して、市長部局を動機づけして、市民のための政策を実行したい。
現状は、有権者の多い高齢者政策に比べて、子育て世代の政策が少ない」

実際に講義を聞いて、会津若松市議会の清川雅史議長の講義には、カルチャーショックを受けた。議長在籍４期８年間、見通されている視野の広さが、自分とは全然違った。話を聞いているうちに、自分の一年間の議長職は、起こる事象をただ処理したり、こなしているだけで、何もしていないことがよく分かった。他の講師先生とは、名刺交換ができたが、清川議長とは名刺交換が躊躇われて、できなかった。自分が議長の責任を果たしていないことが、恥ずかしかったからである。
今からではあるが、目標と計画のもと、市政発展と市民の幸福の実現に向け、議会活性化を成し遂げたい。